

アメリカ有給インターンシップ（J-1）ビザ取得申請に係る申込書 兼 同意書

（目的）

第1条 本契約は、お申込者のアメリカ有給インターンシップビザ取得に関し、国際文化教育アシストセンターが、第3条第1項及び第2項のうち第8条で選択された内容に係る手続き代行等を行うことを目的とします。

（契約の成立及び期間）

第2条 本契約は、次条以降の内容を承諾の上、お申込者が本申込書兼同意書に署名・捺印したときに成立するもとし、次条第1項及び第2項のうち第8条において選択された内容が終了したとき又は契約解除がされたときに終了します。

（契約内容）

第3条 次条第1項第1号から第4号の費用には、以下の内容が含まれます。

アメリカ人講師による電話インタビュー（一次審査）

英文履歴書・レター等の添削（DS-2019取得の為の必要書類として）

DS-2019取得手続き

DS-2019国際郵送費

出発前オリエンテーション

ご入会期間中の会報お届け（年4回 会員のみ）

以下の内容は、企業紹介を受ける場合のみ対象となります。

ホスト企業紹介、インタビュー設定

2 以下のオプションサービスについては、第8条において選択されたサービスが本契約の対象となります。

ビザ申請アドバイス

渡米中アドバイス

英会話

日本伝統文化体験

マナー

米国企業

旅行のコツ

生活基礎知識

渡米直後サポート

生活準備サポート

就職登録

独立起業

家業継承

留学中家族アシスト

（手続き費用及び諸経費）

第4条 本契約に関し、以下の費用及び諸経費が必要となります。

当会ご入会年会費（1年分） 5,250円

一次審査費用 5,250円

登録費用 105,000円

プログラム手続き手数料

ホスト企業が決定している場合 262,500円

企業紹介を受ける場合 399,000円

オプション費用 選択頂いたオプション費用

2 以下の諸経費は、前項各号の手数料等には含まれず、お申込者のご負担となります。

米国領事館でのインタビュー時に必要となる費用・SEVIS（\$100）

ビザ申請に必要となる費用（\$100）

渡米交通費（日本国内、米国内の費用も含む）

生活費（ホームステイフィー等）及び個人にかかる経費一切

DS-2019再発行手数料

健康保険（料金 \$ 50 × 滞在月数）及び米国への送金に係る経費一切
インタビューに際し発生する国際電話料金（お申込者からホスト企業にかけて頂きます）
ホスト企業変更の場合の手数料（滞在費等の負担は負いかねます）

（費用のお支払）

第5条 本契約に係る費用のお支払いは、以下のとおりとなります。

「当会ご入会年会費」及び「一次審査費用」は、契約成立後1週間以内にお支払頂きます。

期限内にお支払が行われない場合、本契約は解除されたものと致します。

一次審査の結果、プログラム参加可能と判断された場合、「登録費用」「プログラム手続き手数料」及び選択された「オプションサービス費用」を1週間以内にお支払頂きます。

期限内にお支払が行われない場合、本契約は解除されたものと致します

2 一次審査の結果、プログラム参加不可と判断された場合、理由を提示したうえで対策案をご提示致します。（英会話レッスン、レジュメ添削等）

（キャンセル時のご返金）

第6条 お申し込み後の契約解除等に係る費用の返金は以下のとおりと致します。

「当会ご入会年会費」については、ご返金出来ません。

「一次審査費用」については、契約解除が電話インタビュー前であった場合のみ全額を返金致します。契約解除がインタビュー後の場合にはご返金出来ません。

「登録費用」については、契約解除がホスト企業紹介前の場合30%をご返金致します。

尚、企業紹介を受けない場合は、契約解除の時期に係らずご返金出来ません。（受け入れ企業が不適切と判断された場合を含む）

「プログラム手続き手数料」のご返金については以下のとおりとなります。

A) ホスト企業が決定している場合

お申込者又はホスト企業のご都合により、契約解除をされた場合は、「プログラム手続き手数料」の30%をご返金致します。

B) 企業紹介を受ける場合

企業紹介には必要書類到着後16週間を頂いております。又、以後12週間ごとにお申込者へ契約継続の確認をさせていただきます。

必要書類到着16週間後又は以後12週間経過時点で企業紹介が行えずにお申込者からの契約解除がされた場合には、「プログラム手続き手数料」を全額返金致します。

但し、企業紹介の各期間内（初回16週間、以後12週間ごと内）での契約解除及び企業紹介を行った結果、お申込者からお断りがあり契約解除となった場合は「プログラム手続き手数料」の30%を又、企業紹介を行った結果お申込者がお断りになった場合は、理由をお伺いしたうえで別のホスト企業を探しますが、企業紹介は合計3回までとし、当該期間内（16週間+12週間×2期）にホスト企業が見つからない場合は、「プログラム手続き手数料」の30%をご返金し契約解除となります。

C) DS-2019が発行されなかった場合

ご用意頂いた必要書類に不備が無く、ホスト企業とのインタビューにも問題が無かったにも係らずDS-2019が発行されなかった場合は、「プログラム手続き手数料」の全額をご返金致します。

「オプション費用」については、消化済みプログラム費用を除く全額をご返金致します。

2 大使館面接不合格となった場合で、再度手続きをお申込の場合は、「登録費用」「プログラム手続き手数料」「ビザ申請に必要な費用（\$100）」が必要となります。

（免責事項）

第7条 以下の内容については、国際文化教育アシストセンターは一切の責任を負いかねます。

米国滞在中、事件・事故にまきこまれた場合

企業研修開始後、ホスト企業からの正当な事由による研修中止があった場合

米国の法律（州法を含む）に反する行為による国外退去、企業研修の中止があった場合及び

法令、公序、良俗に反する行為のために生じた損害賠償請求、企業研修中止に関する損害賠償請求があった場合

ホストファミリーとのトラブル（ご相談には応じます）

お申込者の都合による企業研修中止

DS - 2019が発行されない場合、及び大使館面接不合格等によりビザが発行されない場合
(DS - 2019及びビザの発行を保障するものではありません)

渡航先国に入国拒否された場合(ビザ所有の有無にかかわらず、入国できるかどうかは、入国審査官の判断で決まります)

ホスト企業が決定している場合(企業紹介を受けない)で、受け入れ企業審査により不適切と判断された場合

天災地変、テロ、戦争、ストライキ、陸空海における不慮の災難、その他不可抗力による場合

ご希望の企業紹介が契約期間内に行えなかった場合、及び紹介した企業をお断りになった場合で別企業の企業紹介が契約期間内に行えない場合

(お申込内容及び滞在期間)

第8条 本契約に係る申込内容及び滞在期間は以下のとおりとする。

「基本サービス」

企業紹介 希望する ・ 希望しない
滞在期間 _____ヶ月

「オプションサービス」

ビザ申請アドバイス	申し込む	・	申し込まない	費用	5,250円
渡米中アドバイス	申し込む	・	申し込まない	費用	円
英会話	申し込む	・	申し込まない	費用	6,300円
日本伝統文化体験	申し込む	・	申し込まない	費用	15,750円
マナー	申し込む	・	申し込まない	費用	1,050円
米国企業	申し込む	・	申し込まない	費用	2,100円
旅行のコツ	申し込む	・	申し込まない	費用	円
生活基礎知識	申し込む	・	申し込まない	費用	1,050円
渡米直後サポート	申し込む	・	申し込まない	費用	円
生活準備サポート	申し込む	・	申し込まない	費用	円
就職登録	申し込む	・	申し込まない	費用	10,500円
独立起業	申し込む	・	申し込まない	費用	円
家業継承	申し込む	・	申し込まない	費用	円
留学中家族アシスト	申し込む	・	申し込まない	費用	10,500円

私は、上記契約内容に関する説明を受け、内容を承諾した上で申し込みます

平成 年 月 日

お申込者

住 所

氏 名 _____ 印

電話番号

日本国内緊急連絡先 _____ 氏 名

電話番号